

J R九州グループ人権基本方針

J R九州グループは、「あるべき姿」である「安全とサービスを基盤として九州、日本、そしてアジアの元気をつくる企業グループ」の実現に向けて、誠実かつ公正で透明性のある事業活動を行い、持続可能な社会の構築に貢献します。

事業を行う過程で、人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業運営に関わるすべての人々の人権の尊重を表明するため、「J R九州グループ人権基本方針」（以下、「本方針」という）を定めます。

1 基本的な考え方

J R九州グループは、人権に関する国内法に加え、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」※1を基本として、「国際人権章典」※2、国際労働機関「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」※3等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。

2 適用範囲

本方針は、J R九州グループすべての役員及び従業員※4に適用します。また、取引先等に対しても、本方針への理解と支持を求め、ともに人権の尊重を推進します。

3 人権の尊重

個人の多様な価値観・個性・プライバシーを尊重し、人種、民族、宗教、国籍、社会的身分、性別、年齢、障がいの有無、性的指向と性自認等の違いによる差別なく、人権を尊重します。

4 人権を尊重する取り組みの推進

(1) 人権デュー・ディリジェンス

J R九州グループは、人権を尊重する責任を果たすために、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減に取り組みます。

(2) 是正と救済

J R九州グループは、人権に対する負の影響を直接的、間接的に引き起こした場合は、適切な手続きを通じて、是正及び救済に取り組みます。

(3) ステークホルダーとの対話と協議

J R九州グループは、関連するステークホルダーと誠実に対話と協議を行うことにより、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

(4) 教育と研修

J R九州グループは、本方針が理解され、あらゆる人々の人権が尊重されるよう、役員及び従業員に対して、人権問題に関する正しい知識・認識が根付く教育と研修を実施します。

(5) 情報開示

JR九州グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、Webサイト等を通じて、適切に情報開示を行います。

- ※1 「ビジネスと人権に関する指導原則」は、2011年に国連の人権理事会にて、全会一致で支持された文書で、企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務、自社のみならず取引先等も含めて人権を尊重する企業の責任、人権侵害からの救済手段に実効的にアクセスできる必要性を柱とした国際的な基準となっています。
- ※2 「国際人権章典」は、「世界人権宣言」、及びこれを条約化した「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」、「市民、政治的権利に関する国際規約」の3つの文書の総称です。世界人権宣言は、すべての人間が生まれながらにして持っている人権を、初めて普遍的な基準として宣言したものであり、あらゆる人と国が達成すべき共通の基準です。
- ※3 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」では、「結社の自由及び団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業における差別の排除」を、労働において最低限守られるべき基準として定めています。
- ※4 JR九州グループすべての役員及び従業員とは、JR九州グループの取締役、監査役、執行役員及びJR九州グループ各社との雇用契約に基づきその職務に従事している者並びにその他派遣社員、受入出向者等をいいます。